

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

令和元年9月17日

戸田市議会議長 遠藤英樹様

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 戸田市議会議員 | 馬場栄一郎 |
| 賛成者 | 〃 | 浅生和英 |
| 〃 | 〃 | 本田哲 |
| 〃 | 〃 | 土屋英美子 |
| 〃 | 〃 | 酒井郁郎 |
| 〃 | 〃 | 三浦芳一 |
| 〃 | 〃 | 熊木照明 |
| 〃 | 〃 | 伊東秀浩 |
| 〃 | 〃 | 山崎雅俊 |

議員提出議案第 2 号

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

東京・池袋で 87 歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子 2 人が亡くなった事故以降も、高齢運転者による事故が続いている。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75 歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高く、単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、昨年末時点で約 563 万人いる 75 歳以上の運転免許保有者が、2022 年には 100 万人ふえて 663 万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は 2017 年施行の改正道路交通法で、75 歳以上の運転免許保有者は、違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけたが、今や高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、いまだ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。

政府においては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 「自動ブレーキ」や「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」(サポカー S)や後づけの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
2. 免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド(予約)型乗合タクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時におけるタクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。
3. 暴走事故を誘発するペダルやシフトレバーの構造を改善するよう、自動車メーカーに促すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 9 月 26 日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、国家公安委員長 様

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおりに提出します。

令和元年9月17日

戸田市議会議長 遠藤英樹様

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 戸田市議会議員 | 伊東秀浩 |
| 賛成者 | 〃 | 浅生和英 |
| 〃 | 〃 | 本田哲 |
| 〃 | 〃 | 馬場栄一郎 |
| 〃 | 〃 | 土屋英美子 |
| 〃 | 〃 | 酒井郁郎 |
| 〃 | 〃 | 三浦芳一 |
| 〃 | 〃 | 熊木照明 |
| 〃 | 〃 | 山崎雅俊 |

議員提出議案第3号

太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書

パリ協定の枠組みのもと、脱炭素社会の構築が求められる中、環境負荷の削減やエネルギー安全保障等の観点から、太陽光発電を初めとする再生可能エネルギーの導入拡大が必要とされている。

こうした中、再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度（FIT）の施行以降、導入量が着実に増加してきている一方、一部の地域では、防災、景観、環境面での地域住民の不安や、FIT買取期間終了後に太陽光パネルが放置されるのではないかとの懸念が生じている。

今後、こうした不安や懸念を払拭しつつ、地域と共生する形で再生可能エネルギーの導入をさらに促進する観点から、太陽光発電の適切な導入に向けて、下記のとおり要望する。

記

1. 再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については、地域住民への事前説明を発電事業者が義務づけるとともに、その具体的な手続を事業計画策定ガイドラインに明記するなど、地域住民との関係構築のために必要な取り組みを行うこと。
2. 太陽光発電設備が災害時に斜面崩落を誘発することのないよう、急傾斜地以外の斜面に設置される場合も含め、太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直しを早急に行うこと。
3. 発電事業終了後に、太陽光発電設備の撤去及び適正な処分が確実に行われるよう、発電事業者による廃棄費用の積み立ての仕組みや、回収された太陽光パネルのリサイクルの仕組みの確立に向けた取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日

埼玉県戸田市議会

経済産業大臣、環境大臣 様

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおりに提出します。

令和元年9月17日

戸田市議会議長 遠藤英樹様

| | | |
|-----|---------|--------|
| 提出者 | 戸田市議会議員 | 本田 哲 |
| 賛成者 | 〃 | 浅生 和英 |
| 〃 | 〃 | 馬場 栄一郎 |
| 〃 | 〃 | 土屋 英美子 |
| 〃 | 〃 | 酒井 郁郎 |
| 〃 | 〃 | 三浦 芳一 |
| 〃 | 〃 | 熊木 照明 |
| 〃 | 〃 | 伊東 秀浩 |
| 〃 | 〃 | 山崎 雅俊 |

議員提出議案第4号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になっている。また、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められている。しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たりおおむね3万円から20万円までであり、保険適用ではないため全額負担となる。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められている。

欧米では補聴器購入に対して公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対して補助を行っている。補聴器のさらなる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる。

よって、国において加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 様

令和元年9月17日

戸田市議会議長 遠藤英樹様

提出者 市民生活常任委員会
委員長 石川清明

羽田空港の機能強化に向けた熟考と万全の対策を求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第2項の規定により、裏面のとおり提出します。

委員会提出議案第 1 号

羽田空港の機能強化に向けた熟考と万全の対策を求める意見書

2020 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした観光立国を目指し、政府が進めている羽田空港の機能強化に伴い、新たな飛行経路が示された。

本市でも上空約 900 メートルから 1,500 メートルを航空機が飛行する計画である。政府においては、これまでも市内での住民説明会の開催や情報発信拠点の設置を行ってきたが、今なお騒音の影響や、落下物の危険に対する不安は払拭されていない状況である。

よって、本市議会は、政府に対し、下記の事項を強く要望する。

記

1. 新たな飛行経路については、飛行高度や旋回角度、降下角などあらゆる面について熟考を重ねること。
2. 騒音軽減のために万全の対策を講ずるとともに、早期に試験飛行を実施して環境への影響調査を十分に行うこと。
3. 航空機からの落下物防止対策を徹底するとともに、整備や点検についても万全を期して事故の防止に努めること。
4. 新たな飛行経路の運用開始後も引き続き環境への影響調査を行い、騒音や落下物等の問題が生じた場合には、速やかに誠意ある対応をとること。
5. 飛行経路の変更や増便などを行う場合には、関係自治体と住民に対して十分な事前協議と説明を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和元年 9 月 26 日

埼玉県戸田市議会

国土交通大臣 様

令和元年9月17日

戸田市議会議長 遠藤英樹様

提出者 健康福祉常任委員会
委員長 斎藤直子

適正な法制執務を行うことを求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第2項の規定により、裏面のとおり提出します。

委員会提出議案第2号

適正な法制執務を行うことを求める意見書

国は、本年10月から幼児教育・保育の無償化を開始するが、その1カ月前にして、今般、関連する内閣府令に80カ所程度の誤りがあったことが明らかになった。

少子化対策担当大臣によると、幼児教育・保育の無償化や、それに伴う無償化の対象となる施設の運用基準等には、法制執務の観点からは影響ないとのことだが、当該内閣府令を基準として条例改正等を行った地方自治体にとっては、上程した議案を撤回したり、今後、改めて条例の一部改正事務が発生するなど、地方自治体の事務執行に多大な支障を来すこととなった。

よって、国においては、法令が国はもとより地方自治体の事務執行の根幹をなすことを再認識し、適正な法制執務を行うよう、下記の事項について強く要望する。

記

1. 法制執務上の誤りが多数発生した原因を徹底究明し、信頼回復に努めること。
2. 関係省庁とも連携を密にし、チェック体制のさらなる強化を図ること。
3. 地方自治体に与えた混乱や国への不信感を招いた事態となったことを猛省するとともに、地方自治体へ与える影響の大きさを改めて認識すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣 様